

～経営者に喜ばれるうえに事務所の収益向上を実現！～

税理士だからできる 企業型確定拠出年金の導入支援

総合経営サービスグループ

2024/11/21

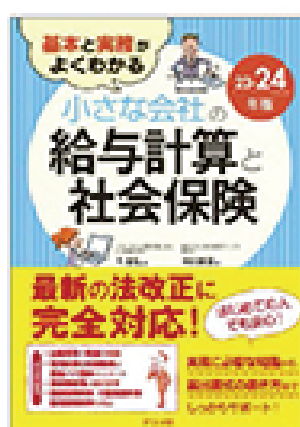
中川 祥瑛 (なかがわ しょうえい) CFP 税理士 医業経営コンサルタント

【経歴】

石川県出身。所内では法人顧客・個人顧客問わず決算・申告最終チェック者として、医療顧問先を中心に節税対策・税務調査対応、相続対策に従事。
現在は総合経営サービスグループの税理士法人・代表社員。
講演実績は所内外合わせて、累計1500回を超える。
企業型確定拠出年金の導入実績はグループで現在約670社となっている。

【書籍】

『改訂新版 身近な人が亡くなった時の相続手続きと届出のすべて』
『病医院のための税理士の選び方がわかる本』
『小さな会社の給与計算と社会保険23-24年版』



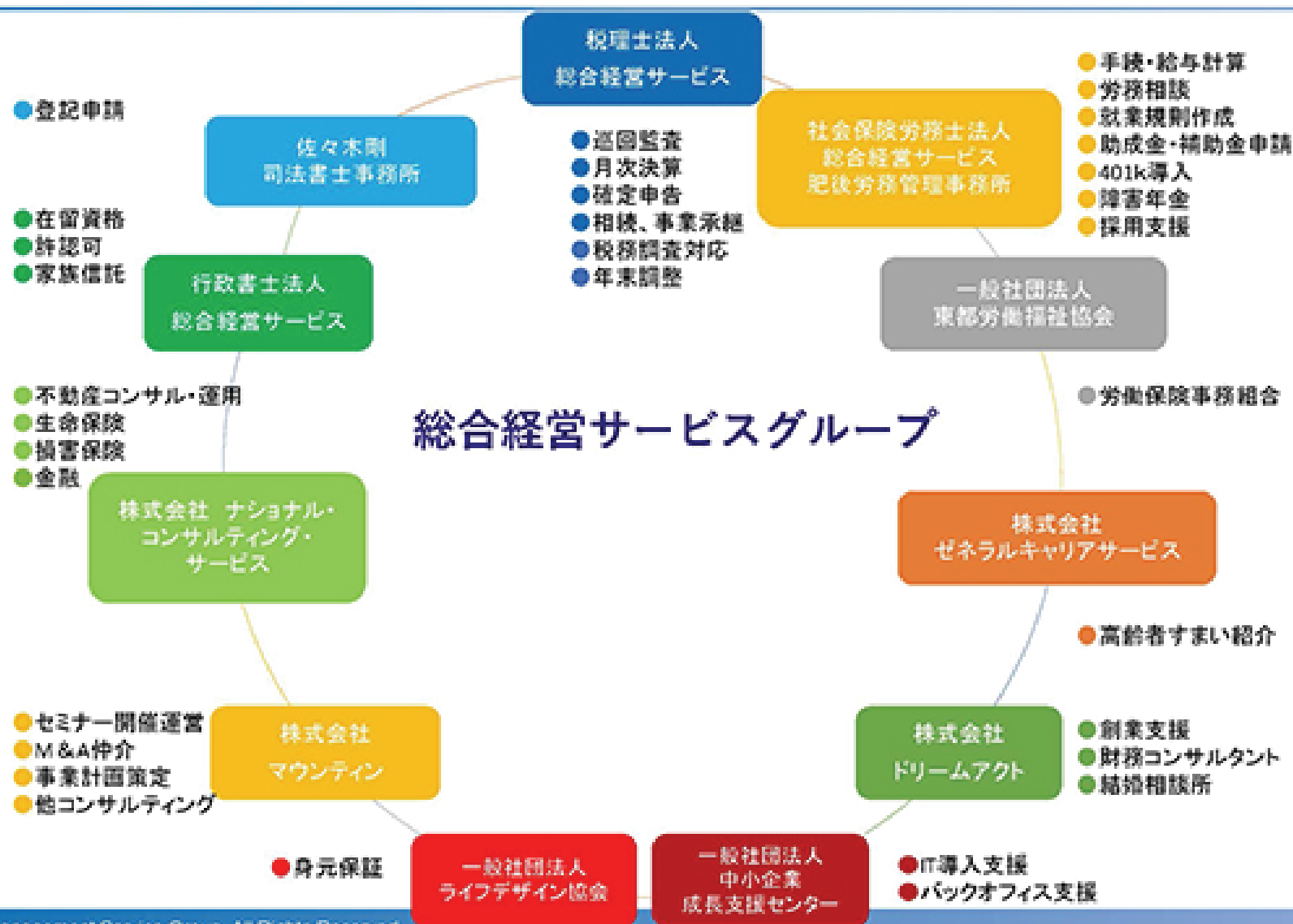
会社概要

「なにか困ったら総経へ」
という強い想い。

経営理念
『共存共栄』 『凡事徹底』

代表者	代表社員 税理士 山崎明 中川祥瑛
設立	2004年1月
創業	1984年7月
グループ総人数	160名
顧問先数	約1,300社
医療顧問先数	約250社
連絡先	03-3912-4417(代表) 401k@mountain.co.jp

会社概要



会社概要（グループ拠点）



信州松本店



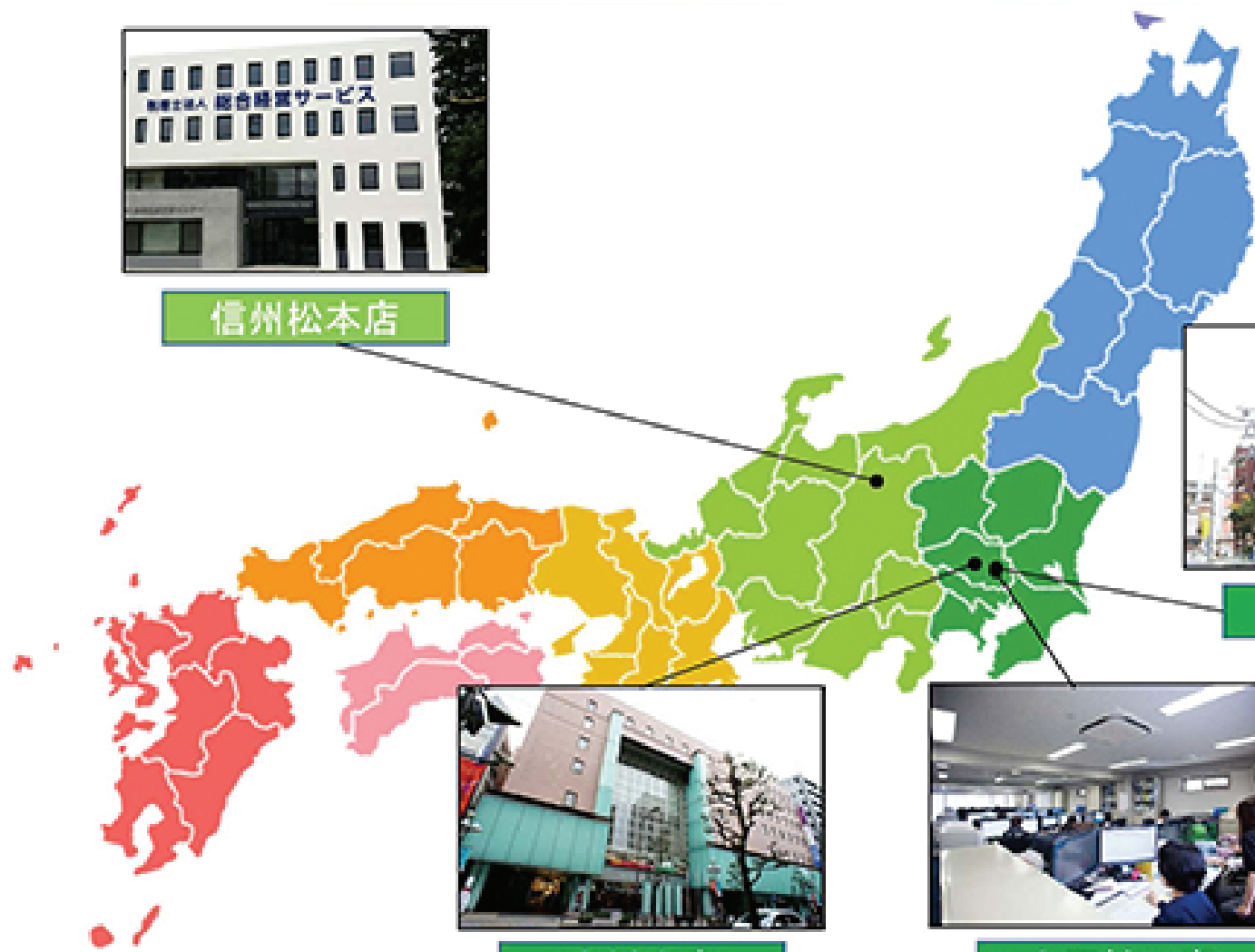
王子本店



吉祥寺店



上石神井店



本日お伝えしたいこと

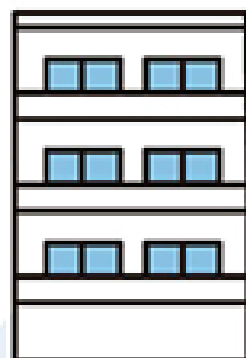
- 確定拠出年金の概要・他制度との比較
- 確定拠出年金のメリット
- 総合経営サービス 確定拠出年金の取り組み
- 導入事例

01

確定拠出年金の概要 他制度との比較



401Kは企業のあらゆる課題を解決します（三方良し）



企業（経営者）

役員の退職金を全額損金で準備できる



従業員

将来の資産形成を
より有利に準備可能

社会保険料削減
企業の法人税削減



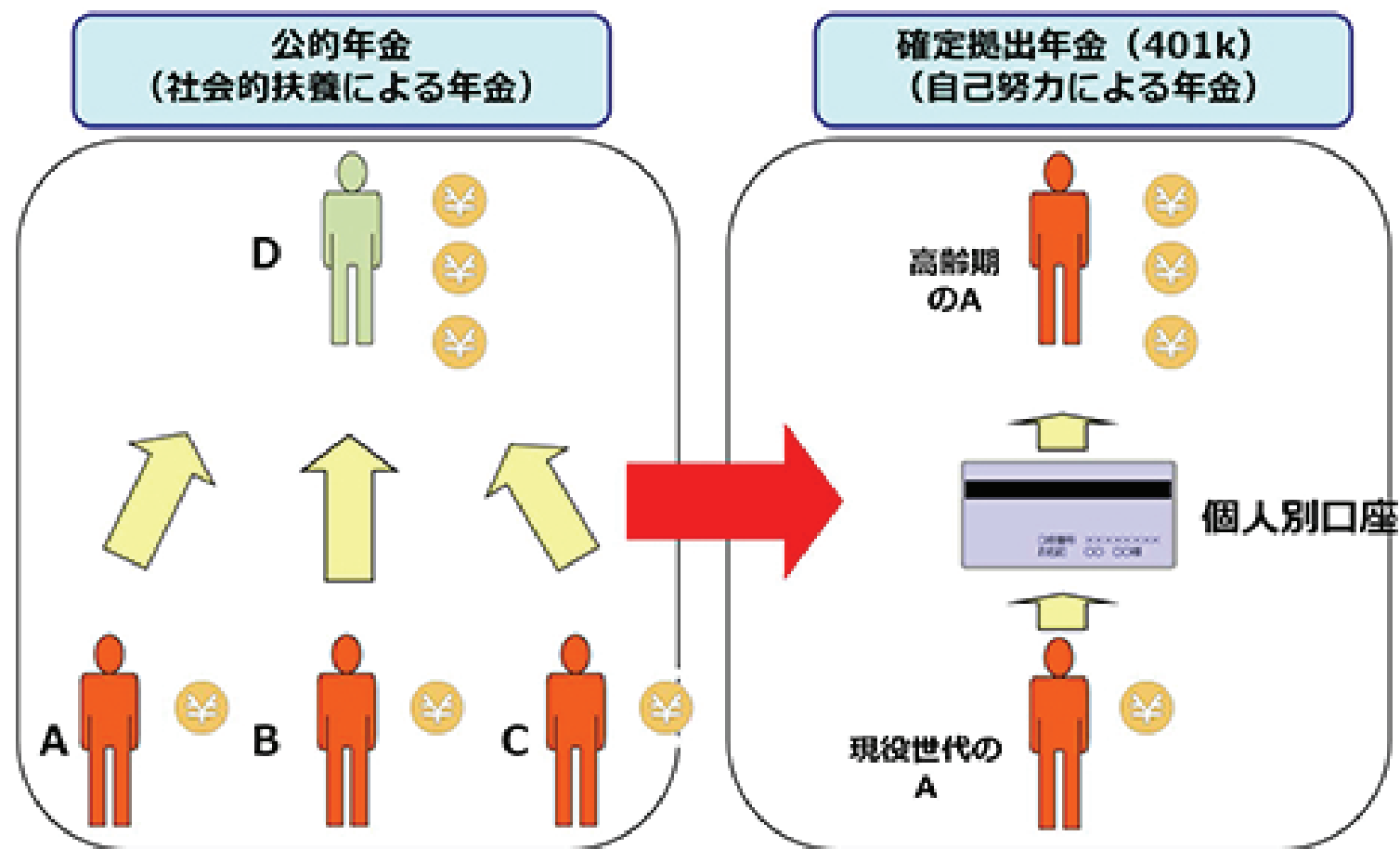
求職者

制度の存在が
競合との差別化になる

確定拠出年金とは

- 2001年に始まった私的年金(公的年金で不足する老後資金を補填)
- 企業型・個人型 (iDeCo) の2種類
- 企業型確定拠出年金・中退共 の比較
- 確定拠出年金・小規模企業共済 の比較
- 確定拠出年金・はぐくみ基金 の比較
- 5つの税制優遇
(役員・従業員のメリット3つ 法人のメリット2つ)
- 年金制度であるため60歳まで解約できない

確定拠出年金は国が認めた救済策



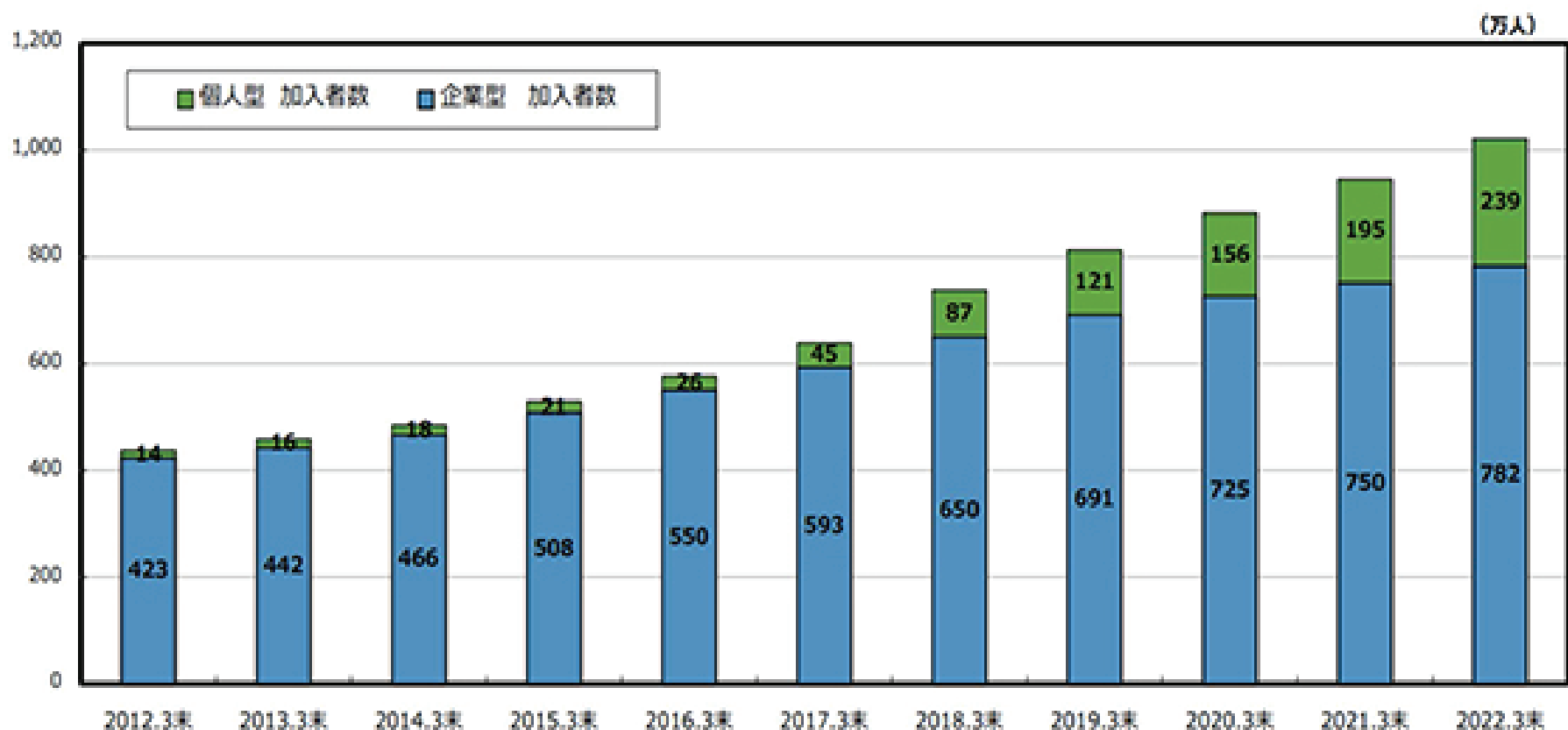
企業型・個人型（iDeCo）の2種類

企業型は個人型の**拡大版**

	企業型	個人型（iDeCo）
加入者	従業員・役員	国民年金・厚生年金受給者
節税効果	○	○
社会保険料の軽減	○	×
掛金上限	100万円	40万円
口座管理手数料	無料	あり
加入年齢上限	70歳	65歳

確定拠出年金 加入者数推移

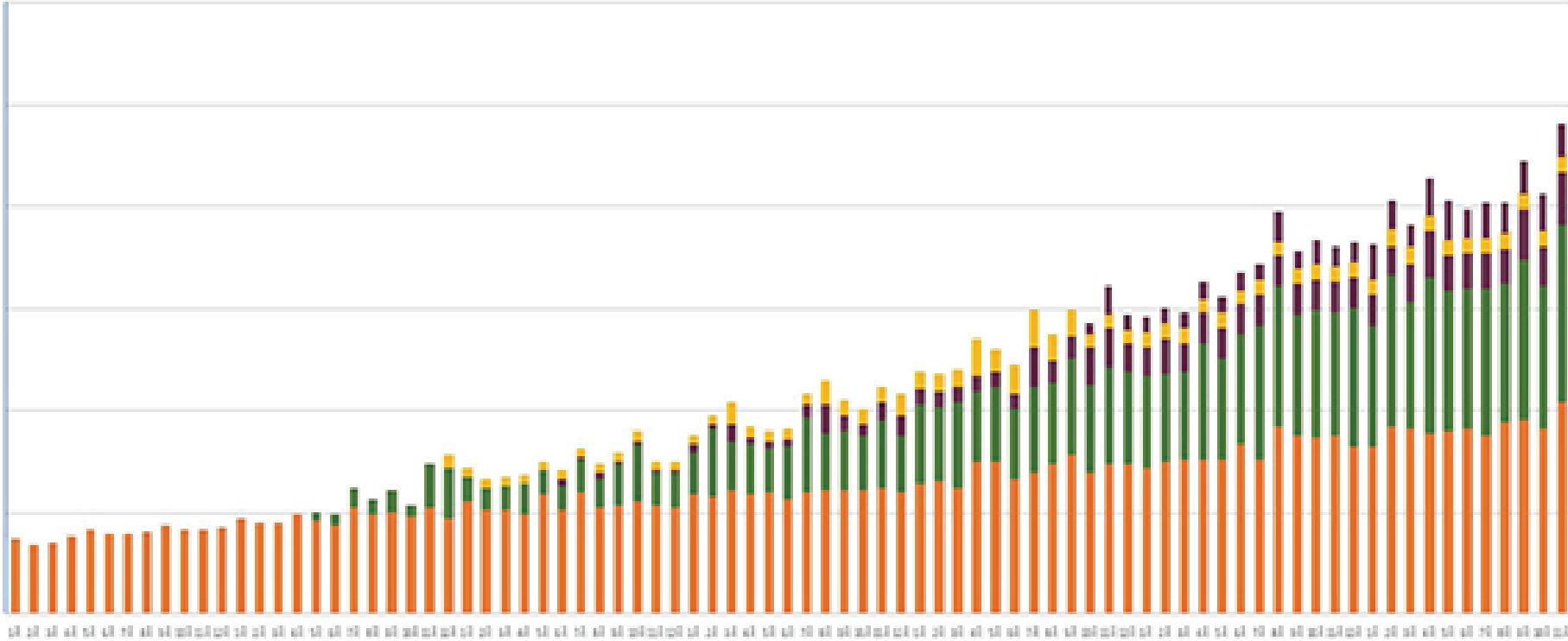
国民の10人に1人が加入



出典: 運営管理機関連絡協議会
「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」

導入実績 670社

4Q売上推移 (2014～)



確定拠出年金と中退共の比較

企業型確定拠出年金		中小企業退職金共済
加入対象者	加入対象者	従業員
加入年齢 下限・上限	加入年齢 下限・上限	20歳以上60歳未満
拠出額 下限・上限	拠出額 下限・上限	給与の1%～5%
非課税で運用できる期間	非課税で運用できる期間	5年
税制優遇	税制優遇	拠出額に優遇
投資商品	投資商品	株
手数料	手数料	株
受給	受給	退職時 一括・年金

確定拠出年金と小規模企業共済の比較

企業型確定拠出年金		小規模企業共済
加入対象者	加入対象者	従業員100人以下の小規模企業に勤務する従業員
加入年齢 下限・上限	加入年齢 下限・上限	20歳以上60歳未満
拠出額 下限・上限	拠出額 下限・上限	月額100円～10万円
非課税で運用できる期間	非課税で運用できる期間	加入後10年以内
税制優遇	税制優遇	拠出額が所得控除の対象となる
投資商品	投資商品	株式・債券・商品
手数料	手数料	なし
受給	受給	60歳以上65歳未満の間に受給可能

確定拠出年金と小規模企業共済の比較

(例) 掛金月額1万円で、加入された場合

掛金納付年数	5年（掛金合計額：600,000円）
共済金A	100,000円
共済金B	100,000円
準共済金	100,000円

掛金納付年数	10年（掛金合計額：1,200,000円）
共済金A	200,000円
共済金B	200,000円
準共済金	200,000円

掛金納付年数	15年（掛金合計額：1,800,000円）
共済金A	300,000円
共済金B	300,000円
準共済金	300,000円

掛金納付年数	20年（掛金合計額：2,400,000円）
共済金A	400,000円
共済金B	400,000円
準共済金	400,000円

確定拠出年金とはぐくみ基金の比較

企業型確定拠出年金		はぐくみ基金
	加入対象者	
	加入年齢 下限・上限	
	拠出額 下限・上限	
	非課税で運用できる期間	
	税制優遇	
	投資商品	
	手数料	
	受給	

02

企業型確定拠出年金のメリット



確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + a

掛金積立	運用	受給
所得税が 非課税 住民税が 非課税 社会保険料の 対象外	運用益が 非課税	一時金は 退職所得扱い 年金は公的年金等控除の 対象

確定拠出年金とは 法人のメリット

法人のメリット

全額損金	税引き前で 積立
経費にしながら 積立可能	通常の退職金は 法人税納税後のお金で 支払う

確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + a

掛金積立	運用	受給
所得税が 非課税 住民税が 非課税 社会保険料の 対象外	運用益が 非課税	一時金は 退職所得扱い 年金は公的年金等控除の 対象

メリット① 掛金拠出時

月給30万円の例（東京都・扶養なし・40歳以上）

	現状	確定拠出年金導入	差額
月額給与	300,000円	300,000円	
401k拠出額	0円	20,000円	
支給総額	300,000円	280,000円	
健康保険料	21,000円	21,000円	
厚生年金保険料	21,000円	21,000円	
雇用保険料	1,000円	1,000円	
所得税+住民税	56,000円	56,000円	
控除合計	99,000円	100,000円	1,000円
手取額	201,000円	180,000円	

毎月20,000円

毎月20,000円

毎月20,000円

拠出効果
合計

1,000円

メリット① 掛金拠出時

月給30万円の例（東京都・扶養なし・40歳以上）

	現状	確定拠出年金導入	差額
月額給与	300,000円	300,000円	
401k拠出額	0円	20,000円	
支給総額	300,000円	280,000円	
健康保険料	21,000円	21,000円	0円
厚生年金保険料	21,000円	21,000円	0円
雇用保険料	1,000円	1,000円	0円
所得税+住民税	56,000円	56,000円	0円
控除合計	99,000円	99,000円	0円
手取額	201,000円	181,000円	
NISA等	20,000円	0円	
実質手取額	221,000円	181,000円	
差額			拠出効果 合計 40,000円

メリット① 掛金拠出時

新NISAで毎月55,000円を積立する場合、**税引前原資**としていくら必要か？

税率（所得税+住民税）					
課税所得（万円）					
① 税引前原資					
② 税額（個人負担）					
①-②=積立金					

メリット① 掛金拠出時

理事報酬200万円の例（東京都・扶養なし・40歳以上）

	現状	確定拠出年金導入	差額
月額給与	1,000,000円	1,000,000円	
福利厚生費	100,000円	100,000円	
支給総額	1,100,000円	1,100,000円	
健康保険料	50,000円	50,000円	
厚生年金保険料	50,000円	50,000円	
所得税+住民税	250,000円	250,000円	
控除合計	400,000円	400,000円	
手取額	700,000円	700,000円	

※ 確定拠出年金導入による
 月額給与控除額

※ 確定拠出年金導入による
 福利厚生費控除額

拠出効果
 合計

100,000円

確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

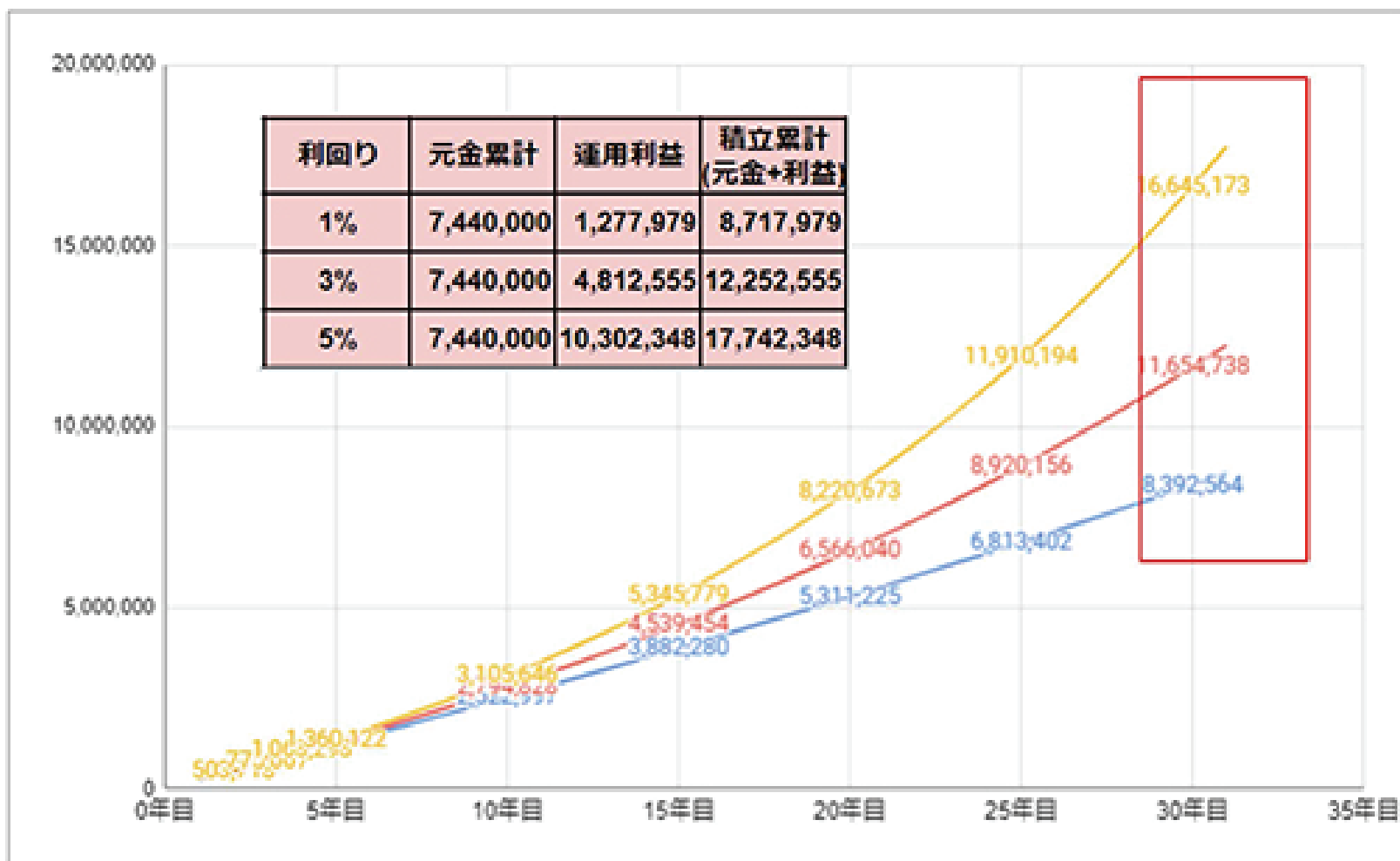
企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + a

掛金積立	運用	受給
所得税が 非課税 住民税が 非課税 社会保険料の 対象外	運用益が 非課税	一時金は 退職所得扱い 年金は公的年金等控除の 対象

掛金20,000円で運用した場合

30年 積立貯金 744万円

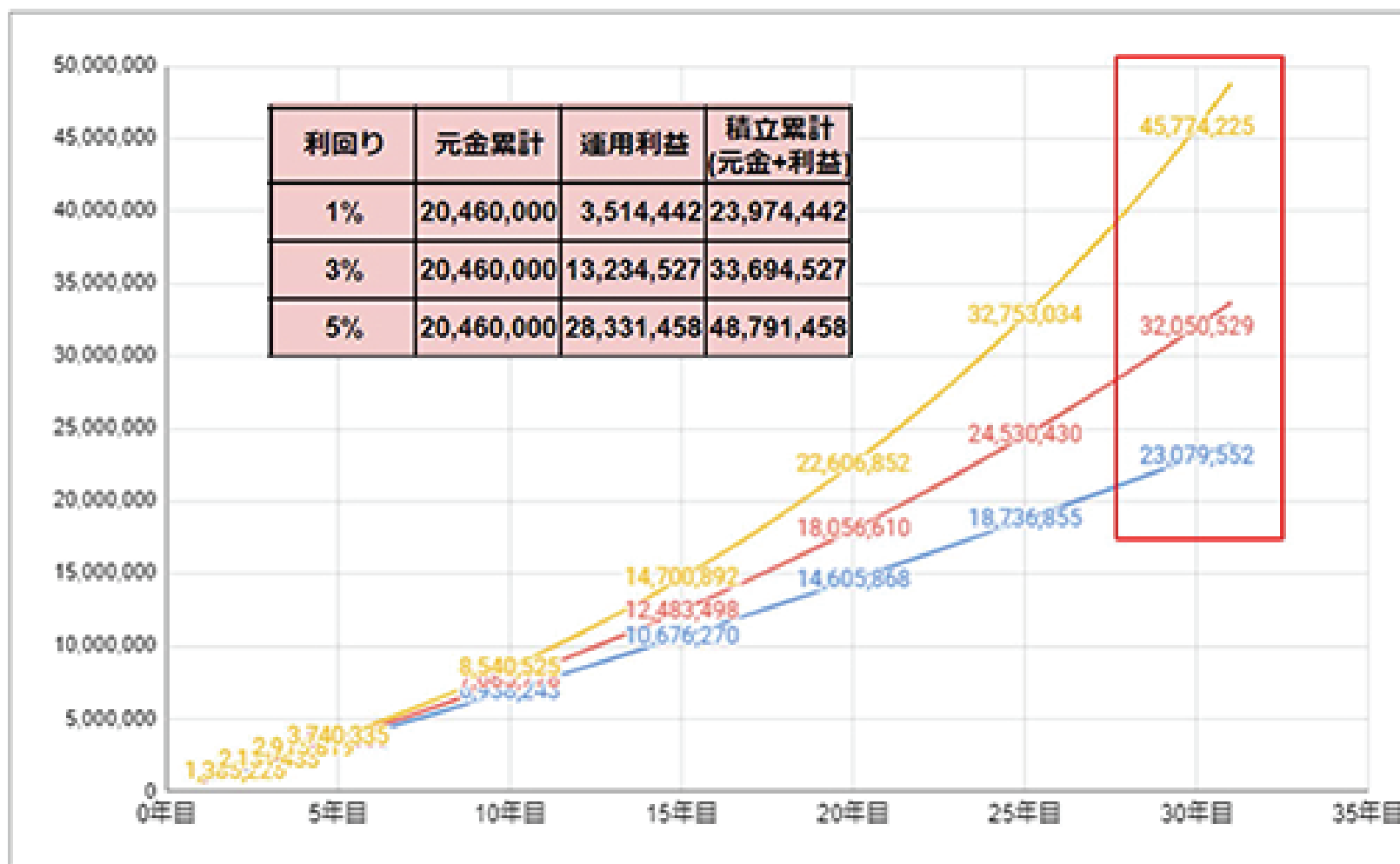
30年 積立5%運用 **1,774万円(+1,030万円) 本来の税金206万 → ゼロ**



掛金55,000円で運用した場合

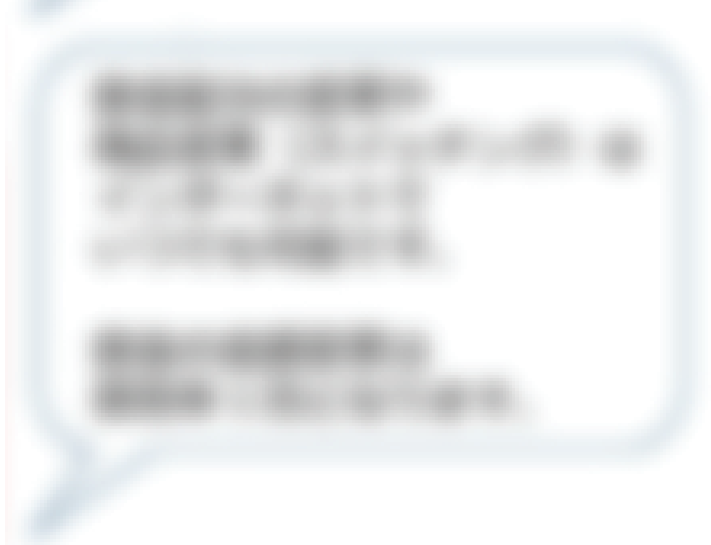
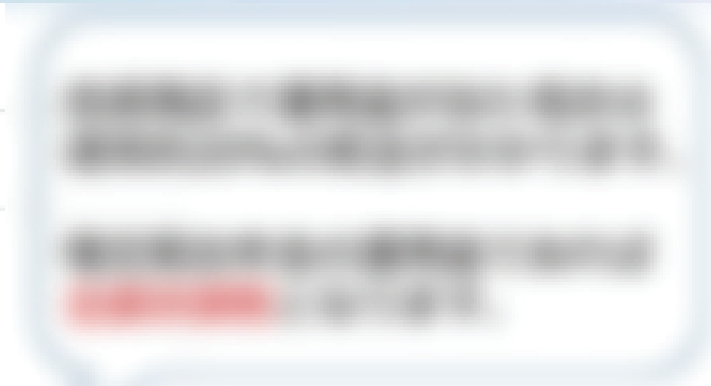
30年 積立貯金 2,046万円

30年 積立5%運用 **4,879万円(+2,833万円) 本来の税金567万 → ゼロ**



メリット② 運用時

資産状況 個人のログインページ



メリット② 運用時

運用シミュレーション

毎月積立額

運用（複利）

積立期間

10000

10000

10000

10000

10000

確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + a

掛金積立	運用	受給
所得税が 非課税 住民税が 非課税 社会保険料の 対象外	運用益が 非課税	一時金は 退職所得扱い 年金は公的年金等控除の 対象

メリット③ 受給時

(一時金として受け取る場合)

①退職所得の計算方法

$$\{ (\text{一時金として受け取った金額} - \text{退職所得控除額}) \} \div 2$$

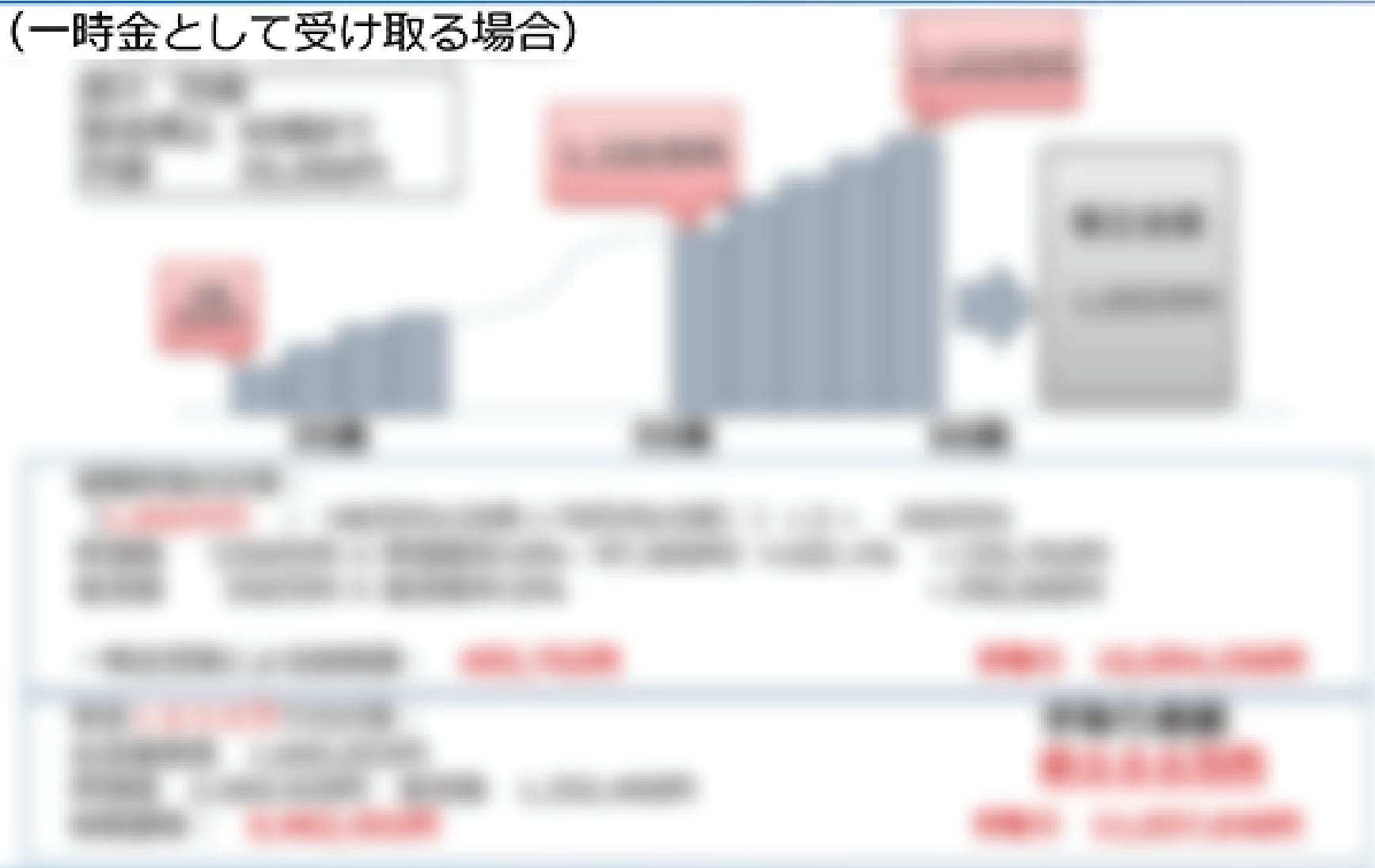
= 退職所得

②退職所得控除の計算方法

退職所得控除額の計算の表	
勤続年数=A	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

メリット③ 受給時

(一時金として受け取る場合)



確定拠出年金とは 法人のメリット

法人のメリット

全額損金	税引き前で 積立
経費にしながら 積立可能	通常の退職金は 法人税納税後のお金で 支払う

全額会社の経費で社長の退職金積立

退職金をもらう？ 確定拠出年金で積立てる？



03

総合経営サービス 企業型確定拠出年金の取り組み



企業型DC導入特化で「累積600社」 トップクラスの実績はいかに作られたか？

会計事務所業界で企業型（選択制）確定拠出年金（以下、企業型DC）制度が話題になって久しい。企業型DCは、退職金制度の構築、節税、社会保険料削減、福利厚生充実など、経営者や従業員にとってメリットは大きいものの、制度の導入・普及に取り組む会計事務所は少なく、結果として中小企業の導入率は2%未満と極めて低い。そうしたなか、業界トップクラスの実績を上げているのが、総合経営サービスグループ（東京・文京、グループ代表＝山崎利規 税理士）。この分野の強みを活かし、大規模なキャンペーン展開をスタートさせた。責任者でもある総合経営サービスグループ代表社員の山崎利規氏に取材した。

「税理士らパートナーと“1億円キャンペーン”。更なる導入拡大へ」



総合経営サービスグループ代表社員 税理士 中川 祥廣 氏

「まず、総合経営グループが企業型DCに着目したきっかけからお話ください」

「15年前、総合経営サービスグループ代表の山崎利規が視察した際に、アメリカでは確定拠出年金401Kが一般化していることに驚し、日本でも取り入れべきとの判断に至ったことがきっかけです。しかし、当時の日本ではほとんどが大企業向けであったため、日本版確定拠出年金の普及を推進国としての5割強の中小企業での必要性を訴え、受け合った結果、1人からでも制度に加入できるようにしてもらったのです。一それからどのような活動を続けられたのですか」

「しばらくは顧問先中心に導入を勧めたりしていましたが、開始から5年経った2016年時点でも導入実績は56社に留まっていた。そこで、再発的に企業型DCへの関心が高まってきた2017年から本腰を入れることになったのですが、グループだけでは活動しても限界が見えていましたし、一般企業に直接アプローチを行っても上手くいきませんでした。当時はまだ中小企業に企業型DCの理解が薄んでいませんでしたし、たとえ関心を持ってもらっても「顧問税理士に相談してから」となり、結果ダメになるケースがほとんど。そこで、顧問先中心の活動から一歩

のセミナーを開催し、今ではパートナーの1/3は税理士事務所になりました。二つ目は企業への提案及び導入後のサポートを各グループが担当するようにはしました。これら3つの強みの効果は大きく、現在の約600社導入実績の大半は、この2年間の成果と言えます。一この2年で大幅に導入実績を上げられましたね。企業へのアプローチや活動についてはいかがですか」

「顧問先には、各グループとして毎々導入提案を実施することで理解を深めてもらいました。企業には高利に換算する時期がありますので、相談して提案する事で上手くタイミングが合った時点で導入となっていきます。企業型DC導入のための一時金の問題などがありますが、導入した時としない時の比較効果の説明などを丁寧に行うことで納得いただきました。パートナーの活動においても、前述のとおり、慣れるまでは各グループ担当者がパートナーに代わって企業への提案を行いました。それで分かったのですが、パートナーである税理士が対応する事で経営者の信頼が厚くなりました。いかに税理士の影響力が強いかが一つのポイントです」

「ただし、そのためにはパートナーに企業型DCの内容、メリット、デメリットを十分理解してもらい必要がある

で、総合経営サービス創設40周年に合わせて実施します。パートナー税理士の場合、稼働実績からみるとは定期的に活動しているパートナーは約2割といったところで、これが大きな課題でした。キャンペーンの内容は、新規および導入実績ゼロパートナーについては、通常の販売手数料に加えて1件10万円、2件140万円、3件1450万円をお支払いするものです。3件導入すれば100万円となります。3件導入パートナーの100件創出を目指していますので、「総額1億円」と名付けました」

「導入実績上位事務所への還元については、1位100万円、2位50万円、3位25万円を通常の手数料とは別に支払います。期間は、新規3件で100万のキャンペーンはこの8月～12月の5か月間、上位3位へのキャンペーンはこの7月から12月の半年間となっています。完全にあき間断のキャンペーンですが、ここで実施する意義は大きく、経営者への利になると思っています」

「パートナーになる条件や報酬などをお聞かせください」

「パートナーは、入会費や会費も必要なく参加できますし、様々な面でサポートを行っていますので、最初に質問いただき、やる気さえあればパートナーになっていただけます。企業型DC導入40周年記念イベントでの参加もでき

ていただけるケースに当たります。しかし私は、人材不足などを考えると福利厚生の充実がとて重要だと思っています。この点は投資家において詳しく説明しています。導入事例は約30ありますが、一つご紹介します。従業員15名の資料取扱いのケースでは、理事長が弊社ホームページの企業型DCに関するYouTubeを見て驚かされてお問合せいただきました。あらかじめ理解していたので、即決で理事長と理事（商標）に加入いただく事になりました。全額会社経費で社員の退職金を積み立てませんか？をテーマに提案を行ったところ、内部確保から退職金を払う都合と確定拠出年金で積み立てた層の意識にビックリされ、即決で決まりました」

「最後に、税理士に伝えたいことがあればお聞かせください」

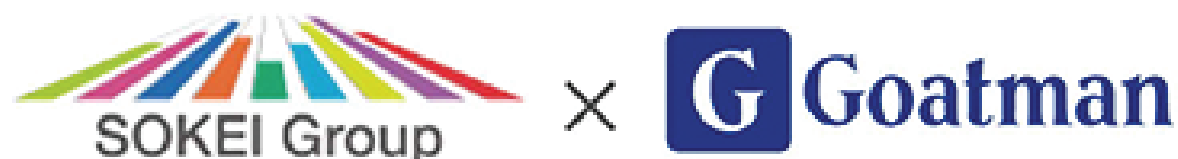
「企業型DCは、企業と従業員双方にメリットある制度です。税理士の場合、小規模企業共済や中退共がなじみ深いと思いますので、かつて経営者の退職金対策や節税商品として勧められた経営のある先生方も多いでしょう。しかし、企業型DCの方がメリットは大きく、何といても従業員の福利厚生にも役立つ。企業型DCと小規模企業共済や中退共を併用することもできます。顧問先が打ち込んで頂くことで、さら

ゴートマンシステムの導入 2024年9月5日付の記事

ゴートマン、RAG活用のヘルプデスク支援AIを総合経営サービスグループに導入

回答精度94%超を実現、企業型確定拠出年金の問い合わせ対応業務を効率化

ゴートマン合同会社 2024年9月5日 09時00分



生成AI領域に特化した開発会社のゴートマン合同会社（本社：東京都世田谷区、代表：安永裕典、入不
二経務）は、総合経営サービスグループにおいて企業型確定拠出年金の導入支援サービスなどを展開す
る株式会社フロンティア（本社：東京都北区、代表取締役 志保 隆樹）に対して、同社の有する企業型

販売促進用 401kマンガ 配布中



確定拠出年金導入

1 億円キャンペーン

(期間限定)

日本一楽しい。が、誇りです。



SOKEI Group

総合経営サービスグループ

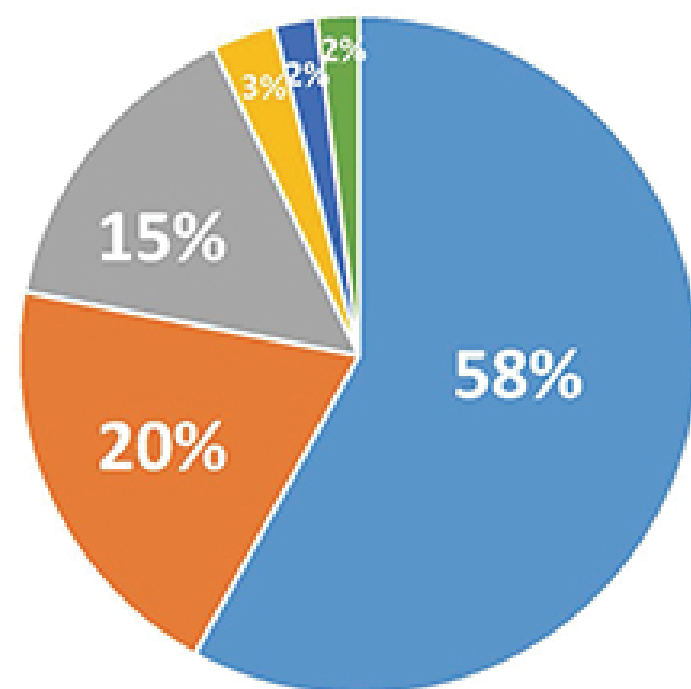
04

導入事例



導入実績と企業規模

導入実績670社



■ 5人以下 ■ 6~10人 ■ 11人~30人 ■ 31~50人 ■ 51~100人 ■ 100人以上

n=670 当社導入支援先

導入事例



歯科医院【東京都渋谷区】

従業員数 10人
加入者数 3人
節税・社保料軽減額 1,253,400円/年



内科医院【東京都千代田区】

従業員数 9人
加入者数 4人
節税・社保料軽減額 1,122,736円/年



製造業【東京都江東区】

従業員数 43人
加入者数 21人
節税・社保料軽減額 2,120,040円/年

導入事例



自動車修理業【埼玉県川口市】

従業員数 13人
加入者数 8人
節税・社保料軽減額 1,803,716円/年



アパレル業【埼玉県和光市】

従業員数 5人
加入者数 2人
節税・社保料軽減額 622,539円/年



電機工事業【東京都板橋区】

従業員数 4人
加入者数 2人
節税・社保料軽減額 736,550円/年

経営者のお悩み

コスト削減を
したい

- 導入により社会保険料負担額の軽減

節税をしたい

- 掛金は全額損金算入 法人・個人で節税

人材を
定着させたい

- 従業員が自分で老後の資産形成可能

いい人材を
採用したい

- 確定拠出年金の有無が企業選びの条件に

運用商品一覧

元本変動型商品

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額	カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式
	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式		国内株式	国内株式	国内株式	国内株式
	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式		国内株式	国内株式	国内株式	国内株式
	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式		国内株式	国内株式	国内株式	国内株式
国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	
国内不動産投資	国内不動産投資	国内不動産投資	国内不動産投資	国内不動産投資	国内不動産投資	国内不動産投資	国内不動産投資	国内不動産投資	
海外株式	海外株式	海外株式	海外株式	海外株式	海外株式	海外株式	海外株式	海外株式	海外株式
	海外株式	海外株式	海外株式	海外株式		海外株式	海外株式	海外株式	海外株式

■2022/6/1迄

よくあるご質問

■ 確定拠出年金の加入対象者は？

→ 社会保険に加入している70歳未満の方

→ 役員・正社員・契約社員・パートタイマー **誰でも可**

※掛金拠出により最低賃金を割らないように注意

■ 加入できる法人の種類は？

株式会社、税理士法人、行政書士法人、社労士法人
司法書士法人、社会福祉法人、医療法人…

社会保険に入っていれば、全て可

■ **個人事業主も可** （ただし事業主のみ対象外）

導入スケジュール

7月制度開始のスケジュール例

1月	制度導入の決定、必要書類の送付（20日まで）
2月	書類を押印後厚生局へ制度導入の申請、従業員代表者の同意取得
3月	みずほ信託からの書類受け取り（会社住所及び代表者住所）
4月	（厚生局審査待ち）
5月	従業員への説明会
6月	加入者情報・掛金の登録、給与明細の変更、給与規程の改訂
7月	制度実施（1日） 初回口座振替（26日）
8月	初回の運用商品の購入（20日）



当社が選ばれる理由

① 実績豊富 – 業界別 – 業種別 – 地域別 – 専門職種の対応 – 多

② 1件からのご依頼に対応 – 得意先ごとの導入 – 運用までサポート – 専任のサポート – 多
最新鋭の設備 – 最新鋭のIT設備 – 最新のノウハウ
最新鋭の設備 – 最新のノウハウ – 最新のノウハウ
最新鋭の設備 – 最新のノウハウ
最新鋭の設備 – 最新のノウハウ

③ 最新の設備 – 最新の設備 – 最新の設備 – 最新の設備

顧問先様 負担手数料

【税抜】

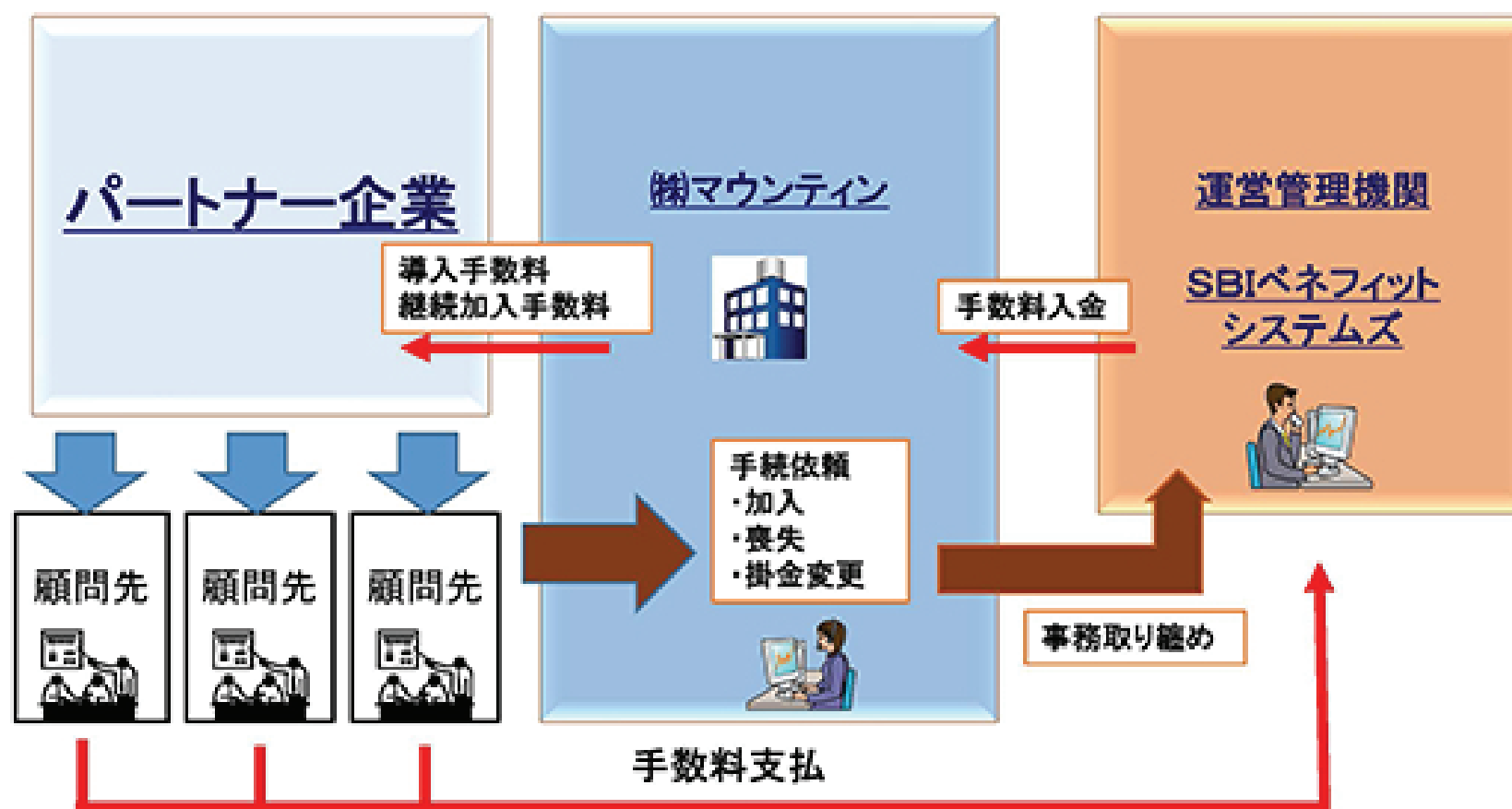
確定拠出年金手数料		
確定拠出年金	運用手数料	1.0%
	管理手数料	0.5%
	信託手数料	0.5%
確定給付年金	運用手数料	1.0%
	管理手数料	0.5%
	信託手数料	0.5%
合計		3.0%
手数料	100円未満は切り上げ、1000円未満は1000円を超過しない範囲で切り上げ	
注	手数料は毎月1日までに引当り	

06

パートナー制度紹介



パートナー制度 概要



パートナー制度 概要

	手数料	支払のタイミング
導入手数料 (一時金)	<p>標準型：10万円 / 拡張型：15万円</p>	<p>導入完了後、1週間以内</p>
継続加入手数料 (毎月)	<p>標準型：10万円 / 拡張型：15万円</p> <p>※ 標準型は、10万円 / 拡張型は、15万円 / 拡張型は、15万円</p>	<p>毎月1日 / 毎月1日</p>

パートナー制度 概要

従業員数	1年目(一時金+継続手数料) 税抜	2年目以降(継続手数料) 税抜
1人	25,000円	25,000円
10人	125,000円	25,000円
50人	250,000円	125,000円
100人	375,000円	250,000円

確定拠出年金導入

1 億円キャンペーン

(期間限定)

日本一楽しい。が、誇りです。



SOKEI Group

総合経営サービスグループ

パートナー制度 概要

従業員数	1年目(一時金+継続手数料) 税抜	2年目以降(継続手数料) 税抜
1人	25,000円	25,000円
10人	250,000円	25,000円
50人	1,250,000円	125,000円
100人	2,500,000円	250,000円

最大
+ 100万円上乗せ

当基金の特長

① **社長1名から導入可能**

社長1名でもメリットが出るご提案が可能です。

厚生年金加入、加入時年齢70歳未満が必須要件です。

② **掛金の最低額が月額3,000円**

他の企業型401kにおいては最低額が5,000円というケースがあります。

当基金では若い従業員の方がより加入しやすいように3,000円を掛金の最低額としております。

当基金の特長

③ 継続的な代理店手数料

他の代理店制度では、紹介一時金のみのところもございます。

④ 特別な資格や入会金・年会費は不要

パートナーになるにあたり新たに資格や試験はございません。

顧問先様へ401kをご提案したい税理士・社労士の先生であれば、すぐにご提案が可能です。

当基金の特長

⑤ 提案資料、チラシ、401kマンガ 等 販促資料は全てご提供

⑥ いつでも質問できるように個別チャットの開設



当基金の特長

⑦ 毎週水曜日 **定時勉強会の開催（全て無料）**

これまでの勉強会テーマ

- ① 企業型DCと小規模企業共済
- ② 企業型DC 一時金で受け取る時の注意点
- ③ 運用方法の決め方とポートフォリオの組み方
- ④ iDeCoプラスと企業型DC
- ⑤ 生保福利厚生プランにどのように対抗するか

⑧ やっていただくことは**顧問先様をご紹介いただくことだけ！**

商談から導入、アフターフォローはすべて当社が請負わせていただきます。

**ご清聴
ありがとうございました。**